Fibergate Inc.

第 19 期
定時株主総会
招集ご通知

開催日時

平成30年９月27日（木曜日）午後１時30分

開催場所

札幌市中央区大通西８丁目
札幌ビューホテル 大通公園
地下２階クレストホール

（末尾記載の「第19期 定時株主総会会場ご案内」をご参照ください。）

議決権行使期限
平成30年９月26日（水曜日）
午後６時まで

株式会社ファイバーゲート
（証券コード9450）

○目次

第19期定時株主総会招集ご通知 …… 1

（添付書類）
事業報告 …… 3
１．企業集団の現況に関する事項 …… 3
２．株式の現況 …… 12
３．新株予約権等の状況 …… 14
４．会社役員の状況 …… 18
５．会計監査人の状況 …… 21
６．業務の適正を確保するための体制 …… 22
７．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要 … 25
８．会社の支配に関する基本方針 …… 26
９．剰余金の配当等の決定に関する方針 …… 26

連結貸借対照表 …… 27
連結損益計算書 …… 28
連結株主資本等変動計算書 …… 29
連結注記表 …… 30
貸借対照表 …… 37
損益計算書 …… 38
株主資本等変動計算書 …… 39
個別注記表 …… 40

監査報告書 …… 45

（株主総会参考書類）
第１号議案　定款一部変更の件…… 51
第２号議案　取締役６名選任の件…… 52

第19期 定時株主総会会場ご案内

（証券コード9450）
平成30年９月10日

株　主　各　位

札幌市中央区南一条西八丁目10番地３
第28桂和ビル４階
株式会社ファイバーゲート
代表取締役社長　猪　又　將　哲

第19期定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第19期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成30年９月26日（水曜日）午後６時までに到着するようにご送付いただきたくお願い申し上げます。

株主総会にご出席いただける場合

株主総会にご出席　　開催日時　平成30年９月27日（木曜日）　午後１時30分　開始
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
会場　札幌ビューホテル 大通公園 地下２階 クレストホール
札幌市中央区大通西８丁目 / TEL（011）261－0111（代表）

株主総会にご出席願えない場合

郵送による議決権行使　　平成30年９月26日（水曜日）　午後６時　必着
同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。
上記の議決権行使期限までに到着するようにご返送ください。（同封の「議決権行使書用紙・記載面保護シール」をご利用ください。）

敬　具

記

1．日　　時　平成30年９月27日（木曜日）午後１時30分

2．場　　所　札幌市中央区大通西８丁目
札幌ビューホテル 大通公園 地下２階 クレストホール
（末尾記載の「第19期 定時株主総会会場ご案内」をご参照いただきたく、お願い申し上げます。）

3．目的事項

報告事項　1．第19期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2．第19期（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）計算書類報告の件

決議事項

第１号議案　定款一部変更の件

第２号議案　取締役６名選任の件

以　上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
1．株主総会にご出席いただけない場合は、当社の議決権を有する他の株主様１名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
2．株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類及び計算書類に記載すべき事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（http://www.fibergate.co.jp）に記載いたしますので、ご了承くださいますようお願い申し上げます。

◎当日は軽装にて実施させていただきますので、株主さまにおかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。

（添付書類）

事　業　報　告（平成29年７月１日から平成30年６月30日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　当事業年度の事業の状況

①　事業の経過及び成果

第19期事業年度（自　平成29年７月１日　至　平成30年６月30日）

業績の状況

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国の通商政策による中国の対抗措置により、中国のみならず世界経済全体に影響が広がる可能性を含んだ先行き不透明な情勢となっており、国内景気も円高の進行、原油価格の上昇、人手不足のための人件費の増加懸念による先行き慎重な姿勢により、堅調ながら景気に一服感が見られております。

当社グループを取りまく事業環境におきましては、スマートフォンの急速な普及と社会全体のIoT化に伴うモバイルトラフィックに対応するための無線LAN設備の拡充が進められてきております。2020年の東京オリンピック・パラリンピックを見据えて通信インフラを充実させる動きが本格化するとともに、通信事業者の回線を利用したMVNO（Mobile Virtual Network Operator）（注）の登場によりサービスがより廉価に提供されることがトレンドになる等、通信サービス業界では、ユーザーに多様なコミュニケーション手段を提供する基盤が整備され、市場も堅調な拡大が見受けられました。

更には、スマートフォンへの乗り換えが進行しタブレット端末等の普及に伴うデータ通信サービスの利用者も増加しており、市場環境は大きく変わろうとしています。

このような環境の中で、当社グループの基盤事業であるレジデンスWi-Fi事業では、賃貸マンション・アパート向けに全戸一括で入居者利用料が無料のインターネット接続サービスを提供しておりますが、賃貸物件での需要及び契約戸数は増加傾向にあり、「全戸一括型マンションISPシェア調査」（出所：株式会社MM総研）によると、年間4%～12%（約20万戸超）の増加傾向にあります。

当社グループにおきましては、当社による直接販売に加えて、不動産管理会社等の販売パートナー企業との営業活動により、契約総数は平成29年6月期末の99,798戸から平成30年6月期末には151,526戸に増加しました。

また、フリーWi-Fi事業では、フリーWi-Fiサービスを当社による直接販売に加えて、各種サービス事業者等の販売パートナー企業との営業活動により、各種店舗・商業施設向けに提供しておりますが、訪日外国人向けのフリーWi-Fi設備の需要拡大を受け、観光施設や宿泊施設、商店街、観光バス等への導入が増加しました。フリーWi-Fi事業の契約総数は、平成29年6月期末の30,710AP（アクセスポイント）から平成30年6月期末には46,280APに増加しております。

（注）MVNOとは、Mobile Virtual Network Operatorの省略形で携帯電話の無線通信ネットワークなどを独自にもたず、他社から借り受けて自社ブランドのサービスを提供する事業者のことです。

この結果、当連結会計年度の業績は、売上高3,977百万円（前連結会計年度比42.7%増）、営業利益560百万円（前連結会計年度比55.3%増）、経常利益510百万円（前連結会計年度比52.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益312百万円（前連結会計年度比49.2%増）となり、売上高及び各利益において過去最高値を更新することができました。

[事業別売上高]

区　　分	売　上　高（千円）			構成比（%）	前期比増減率（%）
	第17期 平成28年６月期	第18期 平成29年６月期	第19期 平成30年６月期		
レジデンスWi-Fi事業	634,709	1,930,137	2,862,151	71.96	48.29
フリーWi-Fi事業	388,773	857,250	1,115,334	28.04	30.11
合　　計	1,023,483	2,787,387	3,977,485	100.00	42.70

（注）１．上記の金額には消費税等は含まれておりません。
２．レジデンスWi-Fi事業……インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供
３．フリーWi-Fi事業……フリー Wi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供
４．第17期は決算期変更により事業年度期間が６ヵ月であります。

② 設備投資の状況

当社グループが当連結会計年度中に実施しました設備投資の総額は1,349,312千円であります。

その主なものは、サービス提供のための通信設備設置に伴う設備投資として、レジデンスWi-Fi事業向け設備投資1,266,039千円、フリーWi-Fi事業向け通信設備投資29,861千円であります。

③ 資金調達の状況

当連結会計年度中に、当社は、平成30年３月23日に東京証券取引所マザーズ市場に新規上場をし、オーバーアロットメントによる売出しに関連した第三者割当増資等も含めて615,245千円の資金調達を行いました。

また、平成29年７月28日に第11回無担保社債の発行により200,000千円及び平成29年9月29日に第12回無担保社債の発行により300,000千円の運転資金の調達を行っております。

④　事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況
該当事項はありません。

⑤　他の会社の事業の譲受の状況
該当事項はありません。

⑥　吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当事項はありません。

⑦　他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況
記載すべき事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分＼期別	第17期 (平成28年６月期)	第18期 前連結会計年度 (平成29年６月期)	第19期 当連結会計年度 (平成30年６月期)
売上高(千円)	1,023,483	2,787,387	3,977,485
経常利益(千円)	55,270	334,836	510,171
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	27,012	209,331	312,312
１株当たり当期純利益（円）	10.08	75.92	81.62
総資産(千円)	2,255,326	3,054,242	4,364,688
純資産(千円)	200,854	413,480	1,380,144
１株当たり純資産額（円）	74.12	147.15	289.83

(注) １．第17期より連結計算書類を作成しております。
２．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
３．当社は、平成28年１月５日付で、普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
４．当社は、平成27年12月27日開催の臨時株主総会の決議により、従来の決算期１月１日から12月31日までを、７月１日から６月30日までに変更しております。これに伴い、移行期である第17期は平成28年１月１日から平成28年６月30日までの６ヵ月間となっております。
５．当社は、平成29年12月１日付で、普通株式１株につき50株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区分＼期別	第16期（平成27年12月期）	第17期（平成28年６月期）	第18期 前事業年度（平成29年６月期）	第19期 当事業年度（平成30年６月期）
売上高(千円)	1,464,802	1,005,670	2,688,124	3,814,190
経常利益(千円)	63,061	52,074	269,087	367,055
当期純利益(千円)	16,391	24,902	166,566	216,925
１株当たり当期純利益（円）	31,221.38	9.29	60.41	56.69
総資産(千円)	2,129,263	2,250,122	2,976,494	4,178,240
純資産(千円)	168,324	195,776	365,343	1,236,964
１株当たり純資産額（円）	320,617.90	72.24	130.02	259.76

（注）１．１株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数により算出しております。
２．当社は、平成28年１月５日付で、普通株式１株につき100株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。
３．当社は、平成27年12月27日開催の臨時株主総会の決議により、従来の決算期１月１日から12月31日までを、７月１日から６月30日までに変更しております。これに伴い、移行期である第17期は平成28年１月１日から平成28年６月30日までの６ヵ月間となっております。
４．当社は、平成29年12月１日付で、普通株式１株につき50株の株式分割を行っておりますが、第17期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり当期純利益及び１株当たり純資産額を算定しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	住所	資本金	主要な事業の内容	当社の議決権の比率	関係内容
株式会社NOIS	東京都港区	10,000千円	インターネット回線取次事業	100.00%	役員の兼任あり
飛博網通科技股份有限公司	台湾台南市	500,000NT$	機器開発・コールセンター事業	100.00%	役員の兼任あり

⑷ 対処すべき課題

当社グループにおける経営基盤の強化を図り、安定した成長を実現するための対処すべき課題は、下記のとおりであります。

インターネットを取り巻く昨今の事業環境下においては、モバイル端末を中心とした次世代通信網の普及は急激に進んでおり、インターネットの利用方法も多様化しております。これにより、インターネット業界全体においては、収益機会は増加傾向にあるものの、更なる競争激化や業界再編等が進みつつあります。

こうした状況下において、当社グループは、通信機器開発からWi-Fi環境の構築、運用、お客様サポート、広告サービスまで内製化された垂直統合型の統合的なサービスとして提供するため、グループ内の技術や人的リソースの連携、ネットワーク資産の効率化などを進めてまいります。

以上の取り組みにおいては、それぞれ次のような、課題があると認識しております。

① 事業推進上の課題

イ．営業拠点及び人員の拡充

本社、東京オフィス、大阪オフィス、名古屋オフィス、福岡オフィス及び仙台オフィスを中心とし今後段階的に拠点を開設することにより、営業エリアを拡大するとともに人員の増強等を進めてまいります。

ロ．代理店との提携

当社の拠点及び人員のみでは、全国市場をカバーするのには十分であると考えておらず、強力な営業スタッフを擁した営業代理店との提携により、サービス契約件数の飛躍的な増加を図ってまいります。

ハ．業界団体・不動産管理会社との連携

現在は不動産会社との個別的な営業活動を行っておりますが、不動産業界団体、大手不動産管理会社グループとの包括的な連携を行うことにより効率的な営業活動を実現してまいります。

② コンプライアンス経営体制の強化

当社グループは成長段階にあり、業務運営の効率化やリスク管理のための経営管理体制の強化が重要な課題であると考えております。当社及び当社グループ子会社各社が効率的に拡大できる体制の確立に向けて、コンプライアンスの徹底及び内部統制の強化を重要な課題として認識しております。これまでも体制整備を進めてまいりましたが、今後も事業規模の拡大に伴って人的補充を行い、定期的な内部監査の実施によるコンプライアンス体制の強化、監査役監査の実施によるコーポレート・ガバナンス機能の充実などを行っていく方針であります。

③ 優秀な人材の確保と育成

通信（インターネット）業界においては、事業に関連する技術革新のスピードや顧客ニーズの変化が速く、それらに対応した新サービスが常に生み出されております。これらの最新ニーズを的確に察知し、迅速な意思決定を行える体制を整えることで、常に市場をリードしていくことが当社グループの成長につながります。これを実現するために、国内・国外ユーザーのニーズを的確に察知できるグローバルな人材の確保を行える体制を構築してまいります。

当社グループの経営理念に共感し、意欲、業務推進能力を兼ね備えた新卒者の定期採用を実施することはもちろんのこと、事業拡大及びサービス品質の向上等により知名度を上げることで採用力を強化し、当社グループが必要とする優秀な人材を継続的に確保・育成するべく取り組んでまいります。

④ 情報管理体制の強化

当社グループは、事業推進上、契約者やインターネット接続利用者の属性、利用動向等の個人情報や機密情報を保持しております。このような情報が流出した場合や不適切な取り扱いがなされた場合、当社グループの信頼性や企業イメージが低下し、契約獲得や今後の事業展開への影響が生じるおそれがあります。

そのため、個人情報等の機密情報を取り扱う際の業務フロー、社内規程の整備、定期的な社内教育の実施、セキュリティの整備等により、今後も引き続き、情報管理体制の強化を行ってまいります。

また、平成28年２月より、一般財団法人日本情報経済社会推進協会が発行するプライバシーマークを取得しております。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

⑸ **主要な事業内容**（平成30年６月30日現在）

セグメントの名称		主要な事業内容（主要な品目・サービス）
Wi-Fi事業	レジデンスWi-Fi事業	インターネット無料マンションの構築、保守、運営、サポート、PB提供
	フリーWi-Fi事業	フリー Wi-Fi設備の構築、保守、運営、サポート、PB提供

⑹ **主要な営業所**（平成30年６月30日現在）

① 当社の主要な事業所

名称	所在地
本社	北海道札幌市中央区南一条西八丁目10番地３　第28桂和ビル４階
東京オフィス	東京都港区芝大門二丁目10番12号　ＫＤＸ芝大門ビル２階
大阪オフィス	大阪府大阪市中央区瓦町三丁目３番７号　瓦町ＫＴビル７階
名古屋オフィス	愛知県名古屋市中区錦一丁目20番10号　ＩＫＫＯ伏見ビル７階
福岡オフィス	福岡県福岡市博多区祇園町八丁目17番　ヴォーヌンク祇園９階
仙台オフィス	宮城県仙台市宮城野区榴岡三丁目４番18号　タカノボル第22ビル５階

② 子会社の事業所

名称	所在地
株式会社ＮＯＩＳ	東京都港区芝大門二丁目10番12号　ＫＤＸ芝大門ビル２階
飛博網通科技股份有限公司	台湾台南市安平區怡平里華平路672巷８號４樓

⑺ **使用人の状況**（平成30年６月30日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
141名	26名増

（注）使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

② 当社の使用人の状況

区分	使用人数	平均年齢	平均勤続年数
男性	73名	36歳9ヵ月	2年11ヵ月
女性	59名	31歳8ヵ月	2年9ヵ月
合計又は平均	132名	34歳6ヵ月	2年10ヵ月

（注）使用人数は就業人員であり、派遣社員及びアルバイトを含んでおりません。

⑻ **主な借入先の状況**（平成30年６月30日現在）

借入先	借入金残高
株式会社日本政策金融公庫	374,892千円
株式会社北洋銀行	145,500千円
株式会社北陸銀行	135,301千円
株式会社あおぞら銀行	109,163千円
株式会社りそな銀行	104,810千円
株式会社きらぼし銀行（旧株式会社八千代銀行）	100,849千円

（注）当連結会計年度末日の主な借入金残高を記載しております。

⑼ **その他企業集団の現況に関する重要な事項**

株式会社東京証券取引所によりご承認いただき、平成30年３月23日付で、当社株式は東京証券取引所マザーズ市場に新規上場いたしました。

2．株式の現況（平成30年６月30日現在）

(1) **発行可能株式総数** 16,500,000株

(2) **発行済株式の総数** 4,761,900株

(3) **株主数** 1,801名

(4) **大株主**

株主名	持株数	持株比率
猪又　將哲	1,729,700株	36.32%
株式会社MIコーポレーション	1,194,000株	25.07%
松本　泰三	510,000株	10.71%
GARUDA FUND MANAGING DIRECTOR BRIAN BALLEINE（常任代理人　フィリップ証券株式会社）	150,600株	3.16%
株式会社ＳＢＩ証券	77,300株	1.62%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	71,400株	1.49%
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG (FE-AC)（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	70,000株	1.47%
田村　健	58,000株	1.21%
BNY GCM ACCOUNTS M NOM（常任代理人　株式会社三菱UFJ銀行）	46,100株	0.96%
株式会社ファイバーゲート従業員持株会	45,200株	0.94%

（注）１．持株比率は、小数点第３位以下を切り捨てて表示しております。
　　２．自己株式は所有しておりません。

⑸ その他株式に関する重要な事項

① 平成29年11月15日開催の取締役会において、平成29年12月１日付で普通株式１株を50株に株式分割することを決議し、当社定款を変更いたしました。

これにより、発行可能株式総数は16,500,000株となり、発行済株式の総数は4,042,500株増加しております。

② 平成30年３月22日を払込期日とする公募増資及び平成30年４月24日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数は636,900株増加しております。

③ 当社は、株主還元の一環として平成30年６月１日開催の取締役会において、株主優待制度導入について決議いたしました。

株主優待制度の内容は、以下のとおりであります。

対象となる株主様　…毎年６月30日現在の株主名簿に記載又は記録された、当社株式１単元（100株）以上保有されている株主様を対象といたします。

株主優待制度の内容　…対象となる株主様に対して、一律2,000円分のQUOカードを贈呈いたします。

贈呈時期　…毎年１回、９月以降に発送を予定しております。

3．新株予約権等の状況

⑴ 当事業年度末日における当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

名称		第４回新株予約権		第５回新株予約権	
発行決議日		平成29年３月31日		平成29年10月31日	
新株予約権の数		57個		19個	
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式5,700株 （新株予約権1個につき100株）		普通株式1,900株 （新株予約権1個につき100株）	
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない		新株予約権と引換えに払込は要しない	
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり180円		1株当たり424円	
権利行使期間		平成31年４月２日から 平成39年４月１日まで		平成31年11月２日から 平成39年11月１日まで	
行使の条件		（注）１		（注）１	
役員の保有状況	取締役（社外取締役を除く）	新株予約権の数	－個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	－株	目的となる株式数	－株
		保有者数	－人	保有者数	－人
	社外取締役	新株予約権の数	19個	新株予約権の数	－個
		目的となる株式数	1,900株	目的となる株式数	－株
		保有者数	１人	保有者数	－人
	監査役	新株予約権の数	38個	新株予約権の数	19個
		目的となる株式数	3,800株	目的となる株式数	1,900株
		保有者数	２人	保有者数	１人

（注）１．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の権利行使は、１個単位で行うものとする。

② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

④ その他の条件は、今回の株主総会の決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

2．当社は、平成29年12月１日付で普通株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。
3．当社は、平成30年９月１日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

⑵ 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権の状況

名称		第５回新株予約権
発行決議日		平成29年10月31日
新株予約権の数		1,981個
新株予約権の目的となる株式の種類と数		普通株式198,100株 （新株予約権1個につき100株）
新株予約権の払込金額		新株予約権と引換えに払込は要しない
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額		1株当たり424円
権利行使期間		平成31年11月２日から 平成39年11月１日まで
行使の条件		（注）１
使用人等への交付状況	当社使用人	新株予約権の数　1,981個 目的となる株式数　198,100株 交付者数　19人
	子会社の役員及び使用人	新株予約権の数　35個 目的となる株式数　3,500株 交付者数　１人

（注）１．新株予約権の行使の条件

① 新株予約権の権利行使は、１個単位で行うものとする。

② 新株予約権の割当てを受けた者は、新株予約権の行使時においても当社又は当社関係会社の取締役、監査役若しくは従業員の地位にあることを要する。ただし、当社又は当社関係会社の取締役又は監査役を任期満了により退任した場合、又は定年退職その他正当な理由のある場合はこの限りではない。

③ 新株予約権の割当てを受けた者が死亡したときは、相続人は新株予約権を行使できないものとする。

④ その他の条件は、今回の株主総会の決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権の割当てを受けた者との間で締結する新株予約権の割当てに関する契約に定めるところによる。

２．当社は、平成29年12月１日付で普通株式１株につき50株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的となる株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

３．当社は、平成30年９月１日付で株式１株につき２株の割合をもって株式分割を行っております。そのため、新株予約権の目的である株式の数及び新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は分割後の数値で記載しております。

⑶ その他新株予約権の状況

該当事項はありません。

4．会社役員の状況

⑴ 取締役及び監査役（平成30年６月30日現在）

会社における地位	氏　　名	担　　当	重要な兼職の状況
取締役会長	大塚和彦		株式会社LEOC顧問
代表取締役社長	猪又將哲		株式会社MIコーポレーション代表取締役 飛博網通科技股份有限公司代表取締役
専務取締役	松本泰三	営業推進本部長	
取締役（社外取締役）	篠田信幸		埼玉大学院人文社会科学研究科在学中
監査役（常勤監査役）	河野直輝		飛博網通科技股份有限公司監査役
監査役（社外監査役）	小幡朋弘		弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所東京事務所所長 株式会社ＲＳテクノロジーズ社外監査役
監査役（社外監査役）	鎌田啓志		公益財団法人北海道中小企業総合支援センター オフィスK.代表

（注）１．取締役篠田信幸氏は、社外取締役であります。
２．監査役河野直輝氏、小幡朋弘氏及び鎌田啓志氏は、社外監査役であります。
３．監査役小幡朋弘氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．当社は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 当事業年度中の取締役及び監査役の異動

該当事項はありません。

⑶ 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	報酬等の総額	摘　　要
取締役	4名	57,750千円	（うち社外取締役１名　1,050千円）
監査役	3名	7,500千円	（うち社外監査役３名　7,500千円）
合　　計	7名	65,250千円	

（注）株主総会決議による報酬限度額は次のとおりであります。
取締役　年額　　150,000千円以内（平成29年３月31日臨時株主総会決議）
監査役　年額　　30,000千円以内（平成29年３月31日臨時株主総会決議）

⑷ 社外役員に関する事項（平成30年６月30日現在）

① 他の法人等の業務執行者、社外役員等としての兼職の状況

地　　位	氏　　名	兼職先及び兼職内容
取締役	篠田信幸	埼玉大学院人文社会科学研究科在学中
監査役	河野直輝	飛博網通科技股份有限公司監査役
監査役	小幡朋弘	弁護士法人太田・小幡綜合法律事務所東京事務所所長 株式会社ＲＳテクノロジーズ社外監査役
監査役	鎌田啓志	公益財団法人北海道中小企業総合支援センター オフィスK.代表

（注）当社と上記各兼職先との間に特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏　　名	取締役会	監査役会	主な活動状況
篠田信幸	22回中 22回出席 (100%)	－	当事業年度に開催された取締役会22回の全てに出席いたしました。取締役会において当社の経営判断に関し適法性、妥当性の面から監視し、モニタリング機能を果たし、当社の経営戦略に関する助言・提言、当社取締役会の客観性及びコーポレート・ガバナンスの向上につながる助言・提言を行っております。
河野直輝	22回中 22回出席 (100%)	18回中 18回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会18回の全てに出席いたしました。長年に亘り事業会社に勤務し、事業企画部門の経験を豊富に有しており、また、店舗運営責任者として長きに亘り事業運営に携わってきたことから、経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。
小幡朋弘	22回中 22回出席 (100%)	18回中 18回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会18回の全てに出席いたしました。主に弁護士としての専門的見地から、社外監査役として経営陣から独立した客観的な視点で議案審議及び適宜助言、提言を行っております。
鎌田啓志	22回中 22出席 (100%)	18回中 18回出席 (100%)	当事業年度に開催された取締役会22回及び監査役会18回の全てに出席いたしました。長年に亘る中小企業診断士としての豊富な業務経験と経営全般及び管理・運営業務に関する知見を有し、事業会社における経理・財務、人材開発、リスクマネジメント及び経営戦略などに当社取締役会の客観性及びコーポレート・ガバナンスの向上につながる助言・提言を行っております。

（注）当事業年度における書面決議による取締役会はありません。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社と各取締役（業務執行取締役等を除く。）及び各監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償の限度額は、会社法第425条第１項に規定する最低責任限度額としております。なお、当該責任限定がみとめられるのは、当該取締役（業務執行取締役等である者を除く。）又は監査役が責任の原因となった職務の遂行に善意かつ重大な過失がないときに限られます。

5．会計監査人の状況

⑴　名称　有限責任 あずさ監査法人

⑵　報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	20,000千円

（注）当社と会計監査人との監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

⑶　会計監査人の報酬等に対して監査役会が同意をした理由

監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠などについて検討したうえで、会計監査人の報酬等の額につき会社法第399条第１項の同意を行っております。

⑷　非監査業務の内容

当社は有限責任 あずさ監査法人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンフォート・レター「監査人から引受事務主幹事会社への書簡」の発行業務及び上場準備に関するアドバイザリー業務を委託し対価を支払っております。

⑸　会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号いずれかに該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

⑹　責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

⑺　過去２年間に業務の停止の処分を受けた者に関する事項

該当事項はありません。

6．業務の適正を確保するための体制

当社グループは、経営の透明性の向上とコンプライアンス遵守の経営を徹底するため、コーポレート・ガバナンス体制の強化を図りながら、経営環境の変化に迅速に対応できる組織体制を構築することを重要な課題と位置付けております。取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は、以下のとおりであります。

⑴ 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① 法令・定款及び社会規範を遵守するための「コンプライアンス行動規範」を制定し、全社に周知・徹底する。

② 取締役会が取締役の職務の執行を監督するため、取締役は業務執行状況を取締役会規程に則り取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視・監督する。

③ コンプライアンスに係る規程を制定するとともに、経営会議（執行役員会議）においてコンプライアンス体制の構築・維持にあたる。

④ コンプライアンスに関する教育・研修を適宜開催し、コンプライアンス意識の維持・向上を図る。

⑤ 内部通報制度を設け、問題の早期発見・未然防止を図り、適切かつ迅速に対応する。

⑥ 反社会的勢力排除に向けた体制を構築し、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、一切の関係を遮断し、反社会的勢力からの不当な要求に対しては、断固としてこれを拒否します。

⑵ 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び文書管理規程並びに内部情報管理規程に基づき、作成・保存するとともに、必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態にて管理する。

② 法令又は取引所適時開示規則に則り必要な情報開示を行う。

⑶ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 代表取締役社長に直轄する内部監査室において定期的に業務監査を行い、法令・定款違反その他会社に著しい損害を及ぼすおそれがないか検証し、その結果を代表取締役社長に報告する。

② リスク管理規程を制定し、会社の事業活動において想定される各種リスクに対応する組織、責任者を定め、適切に評価・管理体制を構築する。

③　経営会議（執行役員会議）において、内在するリスクの把握、分析、評価を行い、リスク回避策及び損失を最小限に留めるための対策の実施方針を決定する。
④　取締役会は、経営に重大な影響を与えるリスクが発見した場合に備え、あらかじめ必要な対応を整備し、発現したリスクによる損失を最小限に留めるため必要な対応を行う。

⑷　取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

①　取締役会の意思決定機能及び業務監督機能と、執行役員の業務執行機能を分離する。
②　取締役会規程、業務分掌規程、職務権限規程を定め、取締役の職務及び権限、責任の明確化を図る。
③　独立性の高い社外取締役を置くことにより、取締役の職務執行に対する監督機能の維持・向上を図る。
④　経営会議（執行役員会議）は原則毎週開催し、全社的な業務報告並びに業務執行に係る重要事項について協議を行う。
⑤　取締役会を毎月１回定期的に開催するほか、必要に応じて適宜適時に開催する。

⑸　当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

①　関係会社担当部署を設置し、関係会社管理規程に基づき、関係会社管理を行う。
②　取締役会は、当社グループの経営計画を決議し、財務経理部はその進捗状況を毎月取締役会に報告する。
③　内部監査室は、当社及び当社子会社の内部監査を実施し、その結果を代表取締役社長に報告する。
④　当社の監査役は、会計監査人及び内部監査室と密接な連携を取り、子会社の監視・監査を実効的かつ適正に行う。
⑤　海外子会社については、当該国の法令等の遵守を優先し、可能な範囲で本方針に準じた体制とする。

⑹　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

①　監査役の求めに応じて、取締役会は監査役と協議のうえ、監査役スタッフを任命し、当該監査業務の補助にあたらせる。
②　指名された使用人への指揮権は、監査役に委譲されたものとし取締役の指揮命令は受けない。

⑺ 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他監査役への報告に関する体制

① 監査役は、取締役会のほか経営会議等重要な会議に出席し、取締役及び使用人から職務執行状況の報告を求めることができる。

② 取締役及び使用人は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには速やかに監査役に報告する。

③ 取締役及び使用人は、監査役からの業務執行に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告する。

④ 監査役がその職務の執行について生ずる必要な費用の前払い又は償還等の請求をした時は、速やかにその当該費用又は債務を処理する。

⑤ 取締役会は「内部通報取扱規程」に従い、当該報告をした者（通報者）が不利な取扱いを受けないために適切な措置を講じるとともに、通報又は相談したことを理由として、通報者等に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

⑻ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会には、法令に従い、社外監査役を含み、公正かつ透明性を確保する。

② 監査役は、代表取締役と定期的に意見交換を行い、相互の意思疎通を図る。

③ 監査役は、取締役会のほか必要に応じて重要な会議に出席することができる。

④ 監査役は、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の連携を図る。

⑤ 監査役は、監査業務に必要と判断した場合は、会社の費用にて弁護士、公認会計士、その他専門家の意見を聴取することができる。

⑼ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保のため、経営会議（執行役員会議）において、財務報告の適正を確保をするため、全社的な統制活動及び各業務プロセスの統制活動を強化し、その運用体制を構築する。

⑽ 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

① 反社会的勢力との取引排除に向けた基本的な考え方

イ．当社の行動規範、社内規程等に明文の根拠を設け、社長以下組織全員が一丸となって反社会的勢力の排除に取り組む。

ロ．反社会的勢力とは取引関係を含めて一切関係を持たない。また、反社会的勢力による不当要求は一切を拒絶する。

② 反社会的勢力との取引排除に向けた整備状況

イ．反社会的勢力の排除を推進するため経営管理本部を統括管理部署とし、また各オフィス（札幌、東京、大阪、名古屋、仙台）に不当要求対応の責任者を設置する。

ロ．「反社会的勢力対策規程」等の関係規程を整備し、反社会的勢力排除のための体制構築に取り組む。

ハ．取引先等について、反社会的勢力との関係に関して確認を行う。

ニ．反社会的勢力の該当有無の確認のため、外部専門機関等から得た反社会的勢力情報の収集に取り組む。

ホ．反社会的勢力からの不当な要求に備え、平素から警察、全国暴力団追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と密接な連携関係を構築する。

7．業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社のコーポレート・ガバナンスの充実に向けた当事業年度における実施状況は以下のとおりであります。

① 取締役会を22回、経営会議（執行役員会議）を37回開催し、法令に定められた事項や経営方針・予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、当社における月次の経営実績の分析・対策・評価を検討するとともに法令への適合性及び業務の適正性の観点から審議いたしました。

② 監査役会を18回開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等の重要な社内会議に出席し、業務及び財産の状況監査、取締役の業務執行監査、法令の遵守について監査いたしました。また、各取締役や会計監査人、内部監査室等と適宜情報交換を行いました。また、子会社については、監査役監査の実施、子会社の役職員等との意思疎通及び情報交換を行い、監査役監査の実効性確保に努めました。

③ 内部統制評価については、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性を鑑み、策定した実施計画に基づき適切に実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。

④ 情報セキュリティー対策については、個人情報を含めた会社の機密情報の漏洩防止を目的として、データ管理方法の厳格化を図りました。また、情報セキュリティーに関する情報をイントラネット等に活用し周知・啓蒙を図っております。

⑤ 当社の内部監査については、内部監査規程に基づき内部監査室が作成した監査計画に則り、適切に実施いたしました。また、子会社については、監査役監査を適切に実施いたしました。

8．会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針を定めており、その内容は以下のとおりです。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としてのあり方は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上に資する者が望ましく、その判断は最終的には会社の株主様全体の意思に基づき決定されるべきものであると考えます。そのためには株主の皆様には十分に情報が提供されたうえで、その適切な判断がなされる環境を当社が整えるべきであると考えております。

9．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を目指すため、内部留保の充実が重要であると考え、会社設立以来、第19期事業年度を含め配当は実施しておりません。しかしながら、株主利益の最大化を重要な経営目標のひとつとして認識しており、今後の株主への剰余金の配当につきましては、業績の推移、財務状況、今後の事業・投資計画などを基に総合的に勘案し、内部留保とのバランスを取りながら検討していく方針であります。ただし、現時点では実現可能性及びその実施時期等については未定であります。

内部留保金については、経営基盤の長期安定に向けた財務体質の強化及び事業の継続的な拡大発展を実現させるための資金として、有効に活用していく所存であります。

なお、当社の剰余金の配当につきましては、期末配当は株主総会が、中間配当は取締役会が決定機関となっております。中間配当につきましては、取締役会の決議によって、毎年12月31日を基準日として中間配当をすることができる旨を定款に定めております。

当社は、中長期的な視点にたって、成長が見込まれる事業分野に経営資源を投入することにより持続的な成長と企業価値の向上並びに株主価値の増大に努めてまいります。

連結貸借対照表（平成30年6月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**2,220,285**	**【流動負債】**	**1,289,475**
現金及び預金	1,118,034	買掛金	209,993
売掛金	918,315	1年内償還予定の社債	299,000
商品	138,530	1年内返済予定の長期借入金	370,124
貯蔵品	303	リース債務	74,690
前払費用	31,522	未払金	136,434
繰延税金資産	18,001	未払費用	19,786
その他	760	未払法人税等	117,046
貸倒引当金	△5,182	賞与引当金	22,841
【固定資産】	**2,136,554**	その他	39,558
（有形固定資産）	**2,020,080**	**【固定負債】**	**1,695,067**
建物	10,462	社債	710,000
工具、器具及び備品	1,908,274	長期借入金	921,011
リース資産	101,343	リース債務	47,278
（無形固定資産）	**61,370**	退職給付に係る負債	12,500
ソフトウェア	27,738	その他	4,277
ソフトウェア仮勘定	33,631	**負債合計**	**2,984,543**
（投資その他の資産）	**55,104**	**純資産の部**	
敷金	33,725	**【株主資本】**	**1,380,828**
繰延税金資産	19,885	**資本金**	**401,372**
破産更生債権等	469	**資本剰余金**	**318,930**
その他	1,493	**利益剰余金**	**660,525**
貸倒引当金	△469	**【その他の包括利益累計額】**	**△683**
【繰延資産】	**7,847**	**為替換算調整勘定**	**△683**
社債発行費	7,847	**純資産合計**	**1,380,144**
資産合計	**4,364,688**	**負債・純資産合計**	**4,364,688**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書（自　平成29年7月1日　至　平成30年6月30日）

（単位：千円）

科目		金額	
【売上高】			**3,977,485**
【売上原価】			1,755,642
	売上総利益		2,221,843
【販売費及び一般管理費】			1,661,821
	営業利益		**560,022**
【営業外収益】			
受取利息及び配当金		3,457	
助成金収入		4,130	
その他		327	7,914
【営業外費用】			
支払利息		26,263	
為替差損		3,657	
株式交付費		6,807	
上場関連費用		11,831	
その他		9,206	57,765
	経常利益		**510,171**
【特別損失】			
固定資産除却損		14,895	
出資金評価損		999	15,895
	税金等調整前当期純利益		494,276
	法人税、住民税及び事業税	173,165	
	法人税等調整額	8,798	181,963
	当期純利益		312,312
	親会社株主に帰属する当期純利益		**312,312**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書（自　平成29年７月１日　至　平成30年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本				その他の包括利益累計額		純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計	
平成29年７月１日残高	54,300	11,307	348,212	413,820	△340	△340	413,480
当期変動額							
新株の発行	347,072	307,622		654,695			654,695
親会社株主に帰属する当期純利益			312,312	312,312			312,312
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					△343	△343	△343
当期変動額合計	347,072	307,622	312,312	967,007	△343	△343	966,664
平成30年６月30日残高	401,372	318,930	660,525	1,380,828	△683	△683	1,380,144

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

⑴ 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数及び名称

連結子会社の数　２社

連結子会社の名称　株式会社NOIS

飛博網通科技股份有限公司

⑵ 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

⑶ 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

⑷ 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

たな卸資産

・商品……移動平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

・貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定しております。）

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ．有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物……３年～15年

工具、器具及び備品……２年～15年

ロ．無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

ハ．リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法によっております。

③　重要な繰延資産の処理方法

イ．社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

ロ．株式交付費

支出時に全額費用として計上しております。

④　重要な引当金の計上基準

イ．貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

ロ．賞与引当金

当社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当連結会計年度に負担すべき費用を見積計上しております。

⑤　退職給付に係る会計処理の方法

当社は退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑥　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑦　重要なヘッジ会計の方法

イ．ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の案件を充たすものについて特例処理を採用しております。

ロ．ヘッジの手段とヘッジ対象
ヘッジ手段……金利スワップ
ヘッジ対象……借入金の利息
ハ．ヘッジ方針
当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機的目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。
ニ．ヘッジ有効性評価の方法
金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑧ その他連結計算書類等作成のための重要な事項
消費税等の会計処理
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．連結貸借対照表に関する注記
有形固定資産の減価償却累計額… 1,159,321千円

3．連結株主資本等変動計算書に関する注記
発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首株式数（株）	当連結会計年度増加株式数（株）	当連結会計年度減少株式数（株）	当連結会計年度末株式数（株）
普通株式	56,200	4,705,700	－	4,761,900

（注）1．平成29年11月６日新株予約権の権利行使により、発行済株式の総数は26,300株増加しております。
2．平成29年11月15日開催の取締役会において、平成29年12月１日付で普通株式１株を50株に株式分割することを決議しました。これにより、発行済株式の総数は4,042,500株増加しております。
3．平成30年３月22日を払込期日とする公募増資及び平成30年４月24日を払込期日とするオーバーアロットメントによる売出しに関連して行う第三者割当増資による新株式の発行により、発行済株式の総数は636,900株増加しております。

4．金融商品に関する注記

⑴　金融商品の状況に関する事項

①　金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業運営に必要な資金を通常の営業キャッシュ・フローから調達することを基本としております。一時的な余資は主に短期的な預金等で運用し、設備投資等にて多額の資金が必要な場合は銀行借入等によって調達を行っております。投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

②　金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、短期間に回収される債権と回収が長期にわたる債権があり、顧客の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが１年以内の支払期日であります。一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されております。

社債、借入金及びリース債務は、主に設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後６年であります。借入金の一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。

デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「１．連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等　(4)会計方針に関する事項　⑦重要なヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③　金融商品に係るリスク管理体制

イ．信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、与信管理規程に従い、営業債権について、営業部門と総務人事部が連携し主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、営業推進本部が取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

ロ．市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

当社は、預金について、高い信用格付けを有する金融機関を中心に取引を行っております。

外貨建ての営業債務については、為替の変動リスクを定期的に把握しております。

借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために金利スワップ取引を利用しております。

ハ．資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、財務経理部が適時に資金繰計画（キャッシュ・フロー計算書）との比較分析を行うとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④　金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

⑵　金融商品の状況に関する事項

平成30年６月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	連結貸借対照表計上額（千円）	時価（千円）	差額（千円）
⑴　現金及び預金	1,118,034	1,118,034	－
⑵　売掛金	918,315		
貸倒引当金（※）	△5,182		
	913,133	838,784	△74,348
資産計	2,031,168	1,956,819	△74,348
⑴　買掛金	209,993	209,993	－
⑵　未払法人税等	117,046	117,046	－
⑶　社債（１年内償還予定の社債を含む）	1,009,000	1,008,751	△248
⑷　長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）	1,291,135	1,292,982	1,847
⑸　リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）	121,969	122,031	61
負債計	2,749,144	2,750,804	1,660
デリバティブ取引	－	－	－

※　売掛金については、対応する貸倒引当金を控除しております。

（注）金融商品の時価の算定方法に関する事項

資　産

⑴　現金及び預金

現金及び預金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑵　売掛金

１年以内に回収が予定されているものについては、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。また、回収が１年を超える予定のものについては、一定の期間ごとに区分した債権ごとに、当該債権の回収予定期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負　債

⑴　買掛金、⑵　未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

⑶　社債（１年内償還予定の社債を含む）、⑸　リース債務（１年内返済予定のリース債務を含む）

これらの時価は、元利金の合計額を同様の新規社債発行時の利率又はリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

⑷　長期借入金（１年内返済予定の長期借入金を含む）

長期借入金については、元利金の合計金額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。なお、変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定する方法によっております。

デリバティブ取引

金利スワップは、全て特例処理を採用しており、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

５．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　289円83銭

⑵　１株当たり当期純利益　81円62銭

(注)当社は、平成29年12月１日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

6．重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成30年７月13日開催の取締役会決議に基づき、平成30年９月１日付をもって株式分割を行っております。

（１）株式分割の目的

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるために、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（２）株式分割の概要

① 分割の方法

平成30年８月31日（金曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき２株の割合をもって分割いたします。

② 分割により増加する株式数

イ． 株式分割前の発行済株式の総数 ： 4,761,900株
ロ． 今回の分割により増加する株式数 ： 4,761,900株
ハ． 株式分割後の発行済株式の総数 ： 9,523,800株
ニ． 株式分割後の発行可能株式総数 ： 16,500,000株

③ 日程

イ． 基準日公告日 ：平成30年８月15日（水曜日）
ロ． 基準日 ：平成30年８月31日（金曜日）
ハ． 効力発生日 ：平成30年９月１日（土曜日）

④ 資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

⑤ 新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年９月１日以降に行使する新株予約権の行使価額を次のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第４回新株予約権	360円	180円
第５回新株予約権	847円	424円

⑥ １株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当連結会計年度の期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報は、以下のとおりであります。

１株当たり純資産額 144円92銭
１株当たり当期純利益 40円81銭

貸 借 対 照 表（平成30年６月30日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**2,019,629**	**【流動負債】**	**1,246,209**
現金及び預金	936,759	買掛金	213,184
売掛金	901,346	１年内償還予定の社債	299,000
商品	138,530	１年内返済予定の長期借入金	370,124
貯蔵品	303	リース債務	74,690
前払費用	31,382	未払金	136,069
繰延税金資産	14,760	未払費用	17,701
その他	1,728	未払法人税等	80,913
貸倒引当金	△5,182	前受金	5,635
【固定資産】	**2,150,763**	預り金	19,841
（有形固定資産）	**2,017,817**	賞与引当金	22,841
建物	9,544	その他	6,205
工具、器具及び備品	1,906,929	**【固定負債】**	**1,695,067**
リース資産	101,343	社債	710,000
（無形固定資産）	**61,370**	長期借入金	921,011
ソフトウェア	27,738	リース債務	47,278
ソフトウェア仮勘定	33,631	退職給付引当金	12,500
（投資その他の資産）	**71,575**	その他	4,277
関係会社株式	16,746	**負債合計**	**2,941,276**
敷金	33,450	**純資産の部**	
繰延税金資産	19,885	**【株主資本】**	**1,236,964**
破産更生債権等	469	**資本金**	**401,372**
その他	1,493	**資本剰余金**	**318,930**
貸倒引当金	△469	資本準備金	307,622
【繰延資産】	**7,847**	その他資本剰余金	11,307
社債発行費	7,847	**利益剰余金**	**516,660**
		その他利益剰余金	
		繰越利益剰余金	516,660
		純資産合計	**1,236,964**
資産合計	**4,178,240**	**負債・純資産合計**	**4,178,240**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書（自　平成29年7月1日　至　平成30年6月30日）

（単位：千円）

科目		金額	
【売　上　高】			**3,814,190**
【売上原価】			1,755,642
	売上総利益		2,058,548
【販売費及び一般管理費】			1,643,011
	営業利益		**415,537**
【営業外収益】			
受取利息及び配当金		3,453	
助成金収入		4,130	
その他		327	7,910
【営業外費用】			
支払利息		26,263	
為替差損		2,284	
株式交付費		6,807	
上場関連費用		11,831	
その他		9,206	56,392
	経常利益		**367,055**
【特別損失】			
固定資産除却損		14,895	
出資金評価損		999	15,895
	税引前当期純利益		351,160
	法人税、住民税及び事業税	124,418	
	法人税等調整額	9,817	134,235
	当期純利益		**216,925**

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（自　平成29年７月１日　至　平成30年６月30日）

（単位：千円）

	株主資本							純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金		株主資本合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	その他利益剰余金	利益剰余金合計		
					繰越利益剰余金			
平成29年７月１日残高	54,300	－	11,307	11,307	299,735	299,735	365,343	365,343
当期変動額								
新株の発行	347,072	307,622		307,622			654,695	654,695
当期純利益					216,925	216,925	216,925	216,925
当期変動額合計	347,072	307,622	－	307,622	216,925	216,925	871,620	871,620
平成30年６月30日残高	401,372	307,622	11,307	318,930	516,660	516,660	1,236,964	1,236,964

(注)記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項に関する注記

⑴ 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式……移動平均法による原価法を採用しております。

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品……移動平均法による原価法を採用しております。

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。）

貯蔵品……最終仕入原価法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切り下げの方法により算定しております。）

⑵ 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）及び平成28年４月１日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物…… 3 年～15年

工具、器具及び備品…… 2 年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法を採用しております。

⑶ 重要な繰延資産の処理方法

イ．社債発行費

社債の償還までの期間にわたり、定額法により償却しております。

ロ．株式交付費

支出時に全額費用として計上しております。

⑷　引当金の計上基準

①　貸倒引当金

売上債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②　賞与引当金

当社の従業員の賞与の支給に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度に負担すべき費用を見積計上しております。

③　退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

退職給付引当金及び退職給付費用の計算に退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

⑸　重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

⑹　重要なヘッジ会計の方法

①　ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の案件を充たすものについて特例処理を採用しております。

②　ヘッジの手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……金利スワップ

ヘッジ対象……借入金の利息

③　ヘッジ方針

当社は、借入金の金利変動リスクを回避する目的でデリバティブ取引を行っており、投機目的のデリバティブ取引は行わない方針であります。

④　ヘッジ有効性評価の方法

金利スワップ取引については特例処理の要件を満たしているため、有効性の評価を省略しております。

⑺　その他計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記

⑴　有形固定資産の減価償却累計額… 1,158,328千円

⑵　関係会社に対する金銭債権債務

短期金銭債権……　968千円

短期金銭債務……　3,191千円

3．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引による取引高

販売費及び一般管理費……　22,225千円

4．税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生の主な原因別の内訳

	当事業年度 （平成30年６月30日）
繰延税金資産	
貸倒引当金	1,718千円
賞与引当金	6,946千円
減損損失	2,813千円
未払事業税	3,783千円
減価償却超過額	12,796千円
未払社会保険料	1,051千円
退職給付引当金	3,801千円
関係会社株式評価損	1,622千円
商品評価損	1,680千円
株主優待引当金	1,402千円
その他	597千円
繰延税金資産　小計	38,215千円
評価性引当額	△3,569千円
繰延税金資産　合計	34,645千円

5．１株当たり情報に関する注記

⑴　１株当たり純資産額　259円76銭

⑵　１株当たり当期純利益　56円69銭

（注）当社は、平成29年12月１日付で普通株式１株につき50株の株式分割を行っておりますが、第19期の期首に当該株式分割が行われたものと仮定して１株当たり純資産額及び１株当たり当期純利益を算定しております。

6．重要な後発事象に関する注記

（株式分割）

当社は、平成30年７月13日開催の取締役会決議に基づき、平成30年９月１日付をもって株式分割を行っております。

（１）株式分割の目的

投資家の皆様により投資しやすい環境を整えるために、投資単位当たりの金額を引き下げ、当社株式の流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

（２）株式分割の概要

①　分割の方法

平成30年８月31日（金曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式を、１株につき２株の割合をもって分割いたします。

②　分割により増加する株式数

イ．　株式分割前の発行済株式の総数　：　4,761,900株

ロ．　今回の分割により増加する株式数　：　4,761,900株

ハ．　株式分割後の発行済株式の総数　：　9,523,800株

ニ．　株式分割後の発行可能株式総数　：　16,500,000株

③　日程

イ．　基準日公告日　：平成30年８月15日（水曜日）

ロ．　基準日　：平成30年８月31日（金曜日）

ハ．　効力発生日　：平成30年９月１日（土曜日）

④　資本金の金額の変更

今回の株式分割に際しましては、資本金の額の変更はありません。

⑤　新株予約権行使価額の調整

今回の株式分割に伴い、平成30年９月１日以降に行使する新株予約権の行使価額を次のとおり調整いたします。

名称	調整前行使価額	調整後行使価額
第４回新株予約権	360円	180円
第５回新株予約権	847円	424円

⑥　１株当たり情報に及ぼす影響

当該株式分割が当事業年度の期首に行われたと仮定した場合の１株当たり情報は、以下のとおりであります。

１株当たり純資産額　129円88銭

１株当たり当期純利益　28円35銭

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月22日

株式会社ファイバーゲート
　取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	阿　部　　博	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佐　藤　義　仁	㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社ファイバーゲートの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。

また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ファイバーゲート及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成30年８月22日

株式会社ファイバーゲート

取締役会　御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　阿　部　　博　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　佐　藤　義　仁　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社ファイバーゲートの平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第19期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
　当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
　会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成29年７月１日から平成30年６月30日までの第19期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

⑴　監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

⑵　各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

①　取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人、内部監査室等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、子会社に赴き、業務及び財産の状況を調査いたしました。

②　事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

③　会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2．監査の結果

⑴ 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務執行に関する不正行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。又、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。

⑵ 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

⑶ 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3．会計監査報告の内容となっていない重要な後発事象

会計監査人の監査報告書に記載されている事項以外の重要な後発事象はありません。

平成30年８月24日

株式会社ファイバーゲート　監査役会

常勤監査役　（社外監査役）　河野直輝 ㊞

社外監査役　小幡朋弘 ㊞

社外監査役　鎌田啓志 ㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．提案の理由

今後の経営環境の変化に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化及び株主の皆様の信任の機会の増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化等を目的に取締役の任期を現行の２年から１年に短縮することといたしました。

２．変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線を付した部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更定款案	変更の理由・項目説明
（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2　増員または補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。	（任期） 第22条　取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時主総会の終結の時までとする。 （削除）	取締役の経営責任をより明確にするとともに、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制を構築するため、取締役の任期を２年から１年に変更すること及びこれに伴う取締役の任期調整の項目を削除するものであります。

第２号議案　取締役６名選任の件

第１号議案、定款一部変更の件の承認可決を条件として、本総会終結の時をもって取締役４名全員の任期が満了となります。つきましては、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図り、企業価値を向上させることを目的として社内取締役１名、社外取締役１名を増員することとし、取締役６名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号		氏名	当社における地位及び担当	取締役会出席状況
1	再任	大塚 和彦（おおつか かずひこ）	取締役会長	22回／22回（100%）
2	再任	猪又 將哲（いのまた まさのり）	代表取締役社長	22回／22回（100%）
3	再任	松本 泰三（まつもと たいぞう）	専務取締役 営業推進本部長	22回／22回（100%）
4	新任	濱渦 隆文（はまうず たかふみ）	常務執行役員 経営管理本部長	－
5	再任	篠田 信幸（しのだ のぶゆき）	社外 独立 取締役	22回／22回（100%）
6	新任	石丸 美枝（いしまる みえ）	社外 独立	－

再任　再任取締役候補者　　新任　新任取締役候補者　　社外　社外取締役候補者　　独立　東京証券取引所の定めに基づく独立役員候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
1	大塚和彦（おおつかかずひこ） （昭和16年２月10日生） 再任 取締役会出席状況 22回／22回 （100%）	昭和40年４月　通商産業省（現　経済産業省）入省 平成３年６月　特許庁総務部長 平成４年６月　通商産業研究所次長・通商産業大臣官房審議官 平成７年６月　株式会社トーメン（現　豊田通商株式会社）取締役 平成12年６月　同社代表取締役専務 平成16年４月　株式会社ジャパンケアグループ会長 平成16年４月　株式会社レオックジャパン（現　株式会社LEOC）顧問（現任） 平成17年１月　株式会社ゴーイング・ドットコム最高顧問 平成18年５月　マスターピース・グループ株式会社経営特別顧問 平成19年６月　株式会社ジャパンケアサービスグループ常勤監査役 平成19年９月　株式会社Ｉ・Ｆ・Ａ最高顧問 平成20年８月　当社経営顧問 平成21年６月　株式会社ジャパンケアサービスグループ特別顧問 平成22年４月　株式会社エコノス顧問 平成22年５月　株式会社イノアックコーポレーション特別常任顧問 平成23年３月　同社常勤監査役 平成25年９月　当社取締役 平成26年５月　マイクライメイトジャパン株式会社顧問 平成27年４月　当社取締役会長（現任）	24,900株
	取締役候補者とした理由	当社の取締役会長として経営を担っており、経営全般における豊富な業務経験と幅広い知見に基づき、当社及び当社グループ全体の業績向上を牽引しております。コーポレートガバナンスの強化と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	大塚氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
2	猪又 將哲（いのまた まさのり） （昭和40年２月26日生） 再任 取締役会出席状況 22回／22回 （100%）	昭和62年４月　興亜火災海上保険株式会社（現　損害保険ジャパン日本興亜株式会社）入社 平成７年12月　株式会社マイネット代表取締役 平成８年６月　株式会社ジャスティックレア取締役 平成８年11月　株式会社テレコアプテム（旧　株式会社マイネット）取締役 平成10年11月　株式会社ドゥテレコム取締役 平成15年11月　当社代表取締役社長（現任） 平成20年８月　一般社団法人日本マンスリー協会代表理事 平成20年12月　株式会社LEOC監査役 平成22年６月　株式会社ＦＧマーケティング代表取締役 平成23年６月　株式会社賃貸生活（現株式会社MIコーポレーション）代表取締役（現任） 平成26年12月　風の株式会社取締役 平成27年７月　飛博網通科技股份有限公司代表取締役（現任） 平成29年７月　一般社団法人日本マンスリー協会監事	1,729,700株
	取締役候補者とした理由	当社設立時から代表取締役社長を務め、この期間を通して当社の発展をリードし、一つでも多くの「ありがとう」を集めるという、当社の企業文化を形成・涵養してきました。事業戦略の展開という面から広く当社グループを指導し、自ら責任を持って率先垂範して臨み、業績を伸ばし続けています。このような業績、経験、培われた見識や人脈は、引き続き当社取締役会の意思決定に資するとともに、当社事業のグローバル展開や企業価値向上に有益であり、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	猪又氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
3	松本泰三 (昭和39年８月30日生) 再任 取締役会出席状況 22回／22回 （100%）	平成２年４月　ソニー株式会社入社 平成６年８月　株式会社幸洋コーポレーション入社 平成８年11月　株式会社リバティネット代表取締役 平成12年４月　株式会社ギガプライズ取締役 平成14年６月　同社取締役副社長 平成21年10月　同社代表取締役 平成25年１月　当社執行役員 平成25年７月　当社専務執行役員 平成25年９月　当社専務取締役 株式会社賃貸生活取締役 平成26年３月　株式会社FGマーケティング取締役 平成27年７月　飛博網通科技股份有限公司監査役 平成28年２月　当社専務取締役営業推進本部長（現任）	510,000株
	取締役候補者とした理由	長年にわたる通信関連事業での業務執行を通じた豊富な経験と実績に加え、経営に関する見識を有しております。当社及び当社グループの事業拡大と持続的な企業価値向上に努め、経営の重要事項の決定及び業務執行に対する監督など適切な役割を果たしていることから、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	松本氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
4	濱渦（はまうず）　隆文（たかふみ） （昭和51年１月20日生） 【取締役候補者】 新任	平成12年４月　株式会社エリアクエスト入社 平成12年12月　株式会社ベンチャー・リンク入社 平成19年４月　オリックス・キャピタル株式会社入社 平成23年２月　当社入社　経営企画室長 平成23年６月　株式会社賃貸生活取締役社長 平成25年１月　当社執行役員経営企画室長 平成25年９月　株式会社FGマーケティング取締役 平成26年３月　当社上級執行役員経営管理本部長 平成28年３月　当社常務取締役経営管理本部長 平成28年10月　当社常務執行役員営業推進本部副本部長 平成30年３月　当社常務執行役員経営管理本部長（現任）	－株
	取締役候補者とした理由	当社入社以来、経営企画部門・営業部門の業務に従事し、現在は経営管理本部を統括しております。主に経営の重要事項の決定及び業務執行の監督等に携わり、管理部門・営業部門の強化に推進してまいりました。当社における豊富な業務経験と経営全般に関する知見を有していることから、当社取締役として適任であると判断し、取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	濱渦氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
5	篠田信幸 (昭和26年8月30日生) 【社外取締役候補者】 再任　社外　独立 取締役会出席状況 22回／22回 (100%)	昭和49年４月　株式会社西武百貨店入社 平成４年３月　同社有楽町店人事部長 平成７年３月　同社人事部人事一課長兼池袋人事部長 平成９年３月　株式会社ロフト入社 平成14年９月　同社執行役員 平成15年９月　同社大宮店執行役員館長 平成16年３月　同社業務統括部執行役員部長 平成20年５月　同社取締役執行役員経営企画担当 平成22年３月　同社首都圏営業部担当 平成23年３月　同社管理部門担当 平成28年４月　株式会社シチズンリテイルプランニング入社 平成28年６月　当社社外取締役（現任） 平成30年４月　埼玉大学院人文社会科学研究科在学中	－株
	社外取締役候補者とした理由	これまで培われた経営マネジメントに関する豊富な知識と経験に基づき、客観的な視点から当社の経営全般に対する監督の遂行と的確な助言を期待し、社外取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	篠田氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当［重要な兼職の状況］	所有する当社の株式数
6	石丸（いしまる）　美枝（みえ） （昭和44年11月２日生） 【社外取締役候補者】 新任　社外　独立	平成９年11月　朝日監査法人（現 有限責任 あずさ監査法人）入所 平成15年４月　公認会計士登録 平成22年２月　公認会計士石丸会計事務所所長（現任） 平成23年４月　株式会社電算入社 平成23年５月　税理士登録 平成24年６月　株式会社電算取締役（現任） 平成28年７月　株式会社ティー・エム・アール・システムズ監査役 平成30年７月　同社取締役（現任） 平成30年７月　株式会社サードウェーブエクスチェンジ社外取締役（現任）	－株
	社外取締役候補者とした理由	石丸氏は、公認会計士としての豊富なキャリアと専門的な知識・経験を有しております。その知識経験を当社の取締役会体制に活かしていただくため、社外取締役候補者といたしました。	
	特別の利害関係	石丸氏と当社の間には、特別の利害関係はありません。	

（注）１．「所有する当社の株式数」については、各候補者の平成30年６月30日現在の所有株式数を記載しております。

２．篠田信幸氏、石丸美枝氏は、社外取締役候補者であります。取締役として選任された場合、当社は両氏を東京証券取引所の有価証券上場規程第436条の２に規定する独立役員として指定し届け出る予定であります。

３．社外取締役候補者であります篠田信幸氏は、現に当社の社外取締役であり、社外取締役に就任してからの年数は、本総会終結の時をもって、２年となります。

４．当社は、社外取締役として独立性の高い適切な人材を迎えられるよう、現行定款において、社外取締役との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結することができる旨を定めております。これに基づき、本議案が承認可決され、各候補者が社外取締役に就任した場合には、候補者との間で、当該責任限定契約を締結する予定であります。なお、当該責任限定契約に基づく損害賠償責任の限度額は、会社法第425条第１項各号に定める金額の合計額であります。

以　上

社外取締役および社外監査役の独立性の基準

当社は、当社の社外取締役および社外監査役の独立性基準について以下のとおり定める。

1．当社および当社子会社（以下、あわせて「当社グループ」という。）との関係

現在および過去10年間において、当社グループの役員および従業員ではないこと。

2．取引先との関係

現在および過去３年間において、以下の①および②に該当しないこと。

① 当社グループの主要な取引先（当該主要取引先が法人である場合にはその役員または従業員）。

② 当社グループを主要な取引先としている者（その者が法人である場合にはその役員または従業員）。

3．株主との関係

現在および過去３年間において、当社の主要株主（当該主要株主が法人である場合にはその役員または従業員）ではないこと。

4．顧問、コンサルタントとの関係

現在および過去３年間において、以下の①および②に該当しないこと。

① 当社グループの会計監査人、税理士または弁護士、その他コンサルタント（その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員）であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他財産上の利益を得ている者。

② 上記に該当しない公認会計士、税理士または弁護士、その他コンサルタント（その者が法人、組合等の団体である場合にはその社員、パートナーまたは従業員）であって、役員報酬以外に当社グループから、多額の金銭その他財産上の利益を得ている者。

5．寄付先との関係

現在および過去３年間において、当社グループから多額の寄付を受けている法人、団体等の役員または従業員ではないこと。

6．近親者との関係

上記１．から５．に該当する（重要ではない者を除く）の近親者ではないこと。

（注）１．当社グループの主要な取引先とは、当社グループにおいて当該取引先との直近の事業年度における取引額が年間連結売上高の２％以上を占める場合をいう。

２．当社グループを主要な取引先としている者とは、当該取引先において当社グループとの直近の事業年度における取引額が年間連結売上高の２％以上を占める場合をいう。

３．主要株主とは総議決権の10％以上保有（間接保有を含む）する株主をいう。

４．多額の金銭とは、過去３年間の平均で、個人の場合は年間1,000万円以上、団体の場合は当該団体の連結総売上高または総収入の２％以上をいう。

５．多額の寄付とは、過去３年間の平均で年間1,000万円以上または連結総売上高もしくは総収入の２％のいずれか高いほうの額を超える寄付をいう。

６．近親者とは、配偶者または２親等以内の親族をいう。

以　上

メ　モ

メ　モ

第19期 定時株主総会会場ご案内

会 場	札幌ビューホテル 大通公園 地下2階クレストホール
住 所	札幌市中央区大通西8丁目
TEL	011-261-0111（代表）

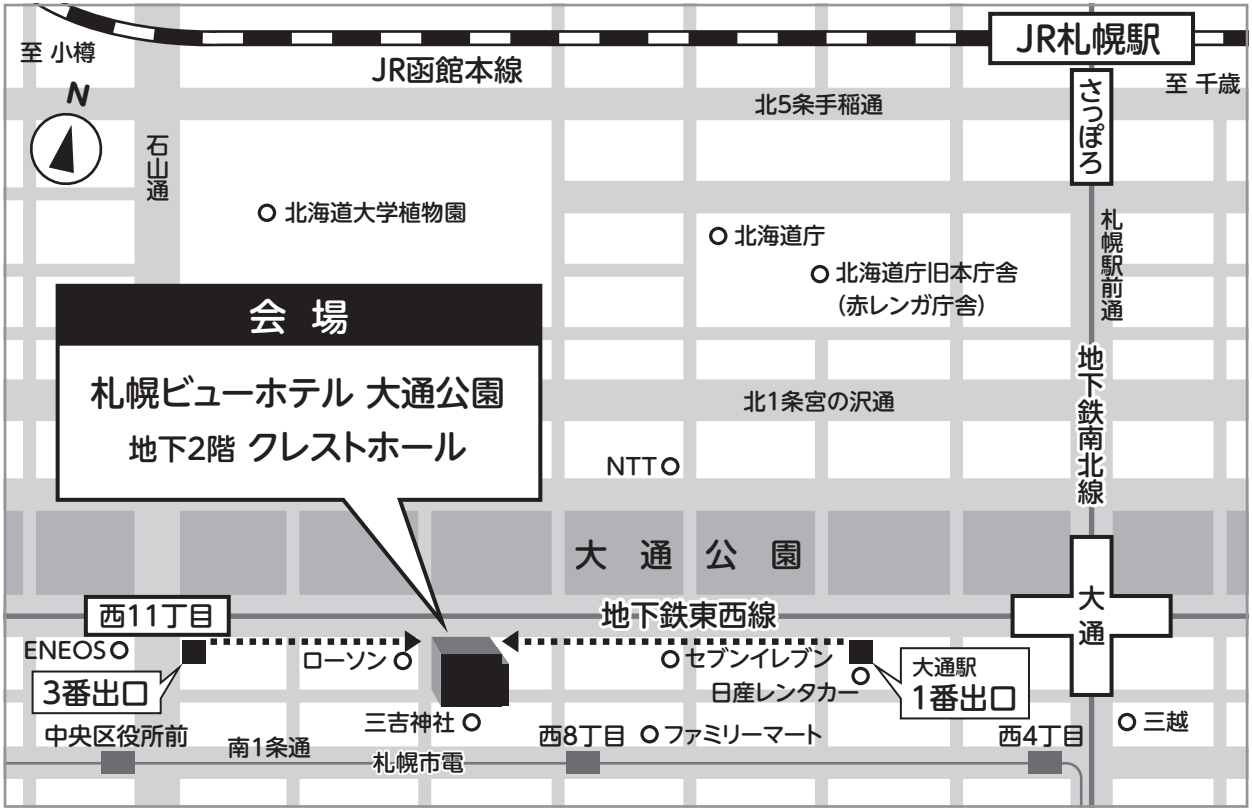

交通のご案内
最寄り駅からのアクセス

JR「札幌駅」より車で5分、徒歩約20分
地下鉄東西線「西11丁目駅」 3番出口 より徒歩約3分
地下鉄南北線「大通駅」 1番出口 より徒歩約5分

UD FONT